

令和元年8月30日

一般財団法人日本穀物検定協会  
理事 江渡 浩

## 第4回「穀粒判別器に関する検討チーム」における意見

## 1 機器導入の是非について

「検討チーム」のうち、「測定精度に関する委員」により農産物検査員の肉眼鑑定と比較し、一定の判定精度を維持していると認められた穀粒判別器について検査機器とすることは、以下の点を考慮して異存ありません。

- ① 登録検査機関や農産物検査員間の検査精度の程度統一が喫緊の課題とされる中で、判定結果の再現性が高い機器の導入により、一定の役割を果たすことができること
- ② 穀粒判別器の導入により判別が可能とされる検査項目は、検査規格の一部ではありますが、米穀の生産から流通に携わる関係者にとり、機器を介して該当検査項目の程度統一が図られることが期待できること

## 2 機器の位置付けについて

新たに導入する穀粒判別器の位置付けは、「水分」について既に標準計測方法に検査機器として認められている電気水分計による計測方法と同じ扱いとすることが適当と考えます。（標準計測方法の中に例えば品位の項目として「玄米の胴割粒、碎粒、死米及び着色粒」として穀粒判別器を規定する方法）

## 3 効率的な検査方法について

## ① 機器の検査場所での活用方法について

紙袋の検査ロットについて、抜き取りサンプルの全て（例：100袋の検査ロットで18袋抜取）について穀粒判別器で測定することは、非効率であるとともに、4項目（胴割粒、碎粒、死米、着色粒）が検査規格の一部であることから、他の項目も鑑定せず等級格付けすることはできません。

このため、検査現場では現行の水分について、電気水分計で複数点測定して当該検査ロットの水分値が規格内に収まっていることを確認して

採取サンプルを肉眼鑑定により他の検査項目を含めて鑑定していることから、これと同様試料の複数点を器機で測定し、数値を確認の上、採取サンプルの鑑定時に機器測定に用いた試料と同一の品位であることを確認することにより、等級を判定する手法が考えられます。

さらに、格付けに際して判断が難しい等級間の際の試料（いわゆる疑問品）に機器を活用することにより、現行の肉眼鑑定の効率性を極力落とさず検査することも考えられます。

- ② 「抽出した試料を一つにして検査できるようにすること」について  
現行の「標準抽出方法」（農水省告示）は、統計理論に基づき検査ロットに対する抽出個数と合格判定個数が定められたものと理解します。  
（例：100袋の検査ロットで18袋の抽出個数で目標等級違い0個で合格）  
これを合成縮分により一つの鑑定試料として等級を格付けすることは、抽出検査において、検査ロットに一定の品位のバラつきがあるとともに、検査証明が個体毎に行われることを考慮すれば、縮分された鑑定試料の品位と異なった同一ロットの受検品にも同じ検査証明がなされることになり、30 kg紙袋が最低1袋で流通する可能性もあることから、検査証明と中身の乖離が流通途上でクレームの対象となる可能性があります。このことも含め、良く議論をしていただきたいと思います。